

阿久根市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市規則第22号

阿久根市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

阿久根市印鑑条例施行規則（昭和54年阿久根市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式（裏）を次のように改める。

（裏）

〔注 意 事 項〕

- 1 印鑑登録証明書が必要なときは、必ずこの登録証を持参してください。
 登録証、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の提示がなければ、交付できません。
 登録印鑑（実印）を持参する必要はありません。
- 2 この登録証を持参された方は、本人又は本人の意思を代理する者とみなしますから大切に保管してください。
- 3 印鑑の廃止、転出、転居、氏名変更をされるときは、この登録証を持参してください。
- 4 事故防止のためこの登録証を紛失した場合は、すぐに届け出てください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。